

【定期報告】産業廃棄物処理業（収集運搬・処分）関係 Q&A

| | |
|---|---|
| 0 共通 | 3 |
| Q0-1 単位はどこまで記入するのか。 | 3 |
| Q0-2 押印は必要か。 | 3 |
| Q0-3 昨年度分の実績を提出し忘れていたが、どうすればよいか。 | 3 |
| Q0-4 委託者（排出事業者等）の名称が年度途中で変更した場合は、分けて記入する必要があるのか。 | 3 |
| Q0-5 年度途中で、個人から法人となったが、両方の報告が必要か。 | 3 |
| Q0-6 年度途中で、社名が変更となったが、両方の報告が必要か。 | 3 |
| 1 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬状況報告書（様式第6号） | 3 |
| Q1-1 様式第6号で記入しきれない場合、欄を増やす場合はどうしたらよいか。 | 3 |
| Q1-2 様式第6号の報告に「自動車リサイクル法」上の自動車を含めるのか。 | 3 |
| 2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分状況報告書（様式第7号） | 3 |
| Q2-1 様式第7号は県外分を含むのか。また、県外の場合は、本社を書くのか事業場を書くのか。 | 3 |
| Q2-2 別紙2枚目（持出分）には、2次マニフェスト分を含むのか。 | 4 |
| Q2-3 コンクリくずの処分を受けているが、その中は「がれき類」と「ガラ・コン・陶」が混ざっている。どう記入するのか。 | 4 |
| Q2-4 許可品目以外の混入があり、持ち帰らせた場合どのように記入するのか。 | 4 |
| Q2-5 処分場が複数あり、電子申請する場合、様式7号は事業所ごと作成するのか。 | 4 |
| Q2-6 中間処理業者だが、排出業者ごとに作成していないので、排出事業者ごとにはわからない。1枚目について、どう記入するのか。 | 4 |
| Q2-7 自社で産業廃棄物を排出して、自社処分をした場合、その産業廃棄物の量を報告に含めるのか。含めるとした場合の記入方法は？ | 4 |
| Q2-8 処分業者だが、24号と7号は両方出す必要があるのか。 | 4 |
| Q2-9 再生、販売の場合、「報告者が処分を委託した者」の欄は記入するのか。 | 4 |
| Q2-10 受託量、委託量、処分量について、例えば、3月31日に委託を受け、4月15日に中間処分をし、5月1日に最終処分を委託した場合など受託量、処分量、委託量が月ごとや年度ごとに一致しないと思うが、それでよいか。 | 4 |
| Q2-11 種類は「混合廃棄物」ではだめか。受けるときも出すときも混廃のマニフェストを作成しており、個別の種類の数値はつかむ必要がない。混廃のまま埋め立てしているので、出すときも分ける必要がない。 | 5 |
| Q2-12 がれき類を破砕処理しており、処理後、一部を再生利用し、残りを最終処分場に埋め立てる場合、7号の処分後量とは。また24号の排出量とは。 | 5 |

| | | |
|--------|---|---|
| Q 2-13 | 汚泥等から肥料を製造している場合、処分後量は、製品となった肥料は有価物なので0になるのか。それとも再生した肥料の量を記入するのか。..... | 5 |
| 3 | 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告（様式 25 号） | 5 |
| Q 3-1 | 収集運搬業者だが、自己搬入のみの場合、運搬実績報告書は提出が必要か。..... | 5 |
| Q 3-2 | 自社処分している会社の収集運搬を受けているが、その場合 25 号様式で引き渡した者（処分業者又は収集運搬業者等）の許可番号がなくても良いか。..... | 5 |
| Q 3-3 | 25 号運搬実績報告書の委託者の住所氏名は、本社の所在地を記入するのか。引き渡した者についても同様。 | 5 |
| Q 3-4 | 法人の電子申請の場合、「部署」を必須で入れることになっている。小さな会社で部署がないが、どうしたらよいか。また、実績なしの報告は可能か。..... | 6 |
| Q 3-5 | 積替保管許可をもっているが、6 号と 25 号は両方提出するのか。..... | 6 |
| Q 3-6 | 記入例に（焼却）とあるが、処分方法を記入するのか。..... | 6 |
| Q 3-7 | 政令市（静岡市、浜松市）の許可が失効し静岡県の許可のみが有効になった場合、報告はどちらにすればよいか。 | 6 |

0 共通

Q0-1 単位はどこまで記入するのか。

A0-1 各事業者で管理している有効数字で構いませんが、最小値を小数点第3位までとしてください。

Q0-2 押印は必要か。

A0-2 様式6号・7号は必要です。様式25号は不要です。

Q0-3 昨年度分の実績を提出し忘れていたが、どうすればよいか。

A0-3 今年度分と同時でもよいので、付箋紙などで、昨年度分と明確にわかるようにして、提出してください。

Q0-4 委託者（排出事業者等）の名称が年度途中で変更した場合は、分けて記入する必要があるのか。

A0-4 マニフェストの記入にあわせて、分けて記入してください。

Q0-5 年度途中で、個人から法人となったが、両方の報告が必要か。

A0-5 両方提出してください。

Q0-6 年度途中で、社名が変更となったが、両方の報告が必要か。

A0-6 新社名でまとめて報告してください。

1 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬状況報告書（様式第6号）

Q1-1 様式第6号で記入しきれない場合、欄を増やす場合はどうしたらよいか。

A1-1 紙媒体で作成する場合は、合計欄はまとめて記入しコピーして利用してください。

Q1-2 様式第6号の報告に「自動車リサイクル法」上の自動車を含めるのか。

A1-2 リサイクル登録を受けているものは含めません。リサイクル登録を受けずにいる場合は含めてください。なお、家電リサイクル上のものも報告対象外です。

2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分状況報告書（様式第7号）

Q2-1 様式第7号は県外分を含むのか。また、県外の場合は、本社を書くのか事業場を書くのか。

A2-1 県外分も含みます。住所は、排出した事業場の住所を記入してください。

Q 2-2 別紙 2 枚目（持出分）には、2 次マニフェスト分を含むのか。

A 2-2 2 次マニフェスト分は、「委託」と記入して報告してください（備考 3）。

Q 2-3 コンクリくずの処分を受けているが、その中は「がれき類」と「ガラ・コン・陶」が混ざっている。どう記入するのか。

A 2-3 「がれき類」と「ガラ・コン・陶」の 2 つの種類に分けて記入してください。

Q 2-4 許可品目以外の混入があり、持ち帰らせた場合どのように記入するのか。

A 2-4 持ち帰らせた量を控除し、処分したものののみ記入してください。

Q 2-5 処分場が複数あり、電子申請する場合、様式 7 号は事業所ごと作成するのか。

A 2-5 許可の法人単位としてまとめて報告してください。ただし、別紙は事業場ごと分けて作成してください。

Q 2-6 中間処理業者だが、排出業者ごとに作成していないので、排出事業者ごとにはわからない。1 枚目について、どう記入するのか。

A 2-6 必ずしも報告者に処分を委託した者（排出業者）と報告者が処分を委託した者（最終処分業者）が横に一致しなくともかまいません。

Q 2-7 自社で産業廃棄物を排出して、自社処分をした場合、その産業廃棄物の量を報告に含めるのか。含めるとした場合の記入方法は？

A 2-7 受託した産業廃棄物の量を報告してもらうので、含めません。

Q 2-8 処分業者だが、24 号と 7 号は両方出す必要があるのか。

A 2-8 24 号は 15 条施設を設置している事業者が前年度 1 年間の処分量を報告し、7 号は産業廃棄物処分業者が前年度 1 年間委託された処分量を報告します。両方該当している場合は両方提出してください。なお、7 号は委託された廃棄物の処分量となるので、自己処分は控除してください。

Q 2-9 再生、販売の場合、「報告者が処分を委託した者」の欄は記入するのか。

A 2-9 記入は不要です。別紙の「持出状況」に記入してください。

Q 2-10 受託量、委託量、処分量について、例えば、3 月 31 日に委託を受け、4 月 15 日に中間処分をし、5 月 1 日に最終処分を委託した場合など受託量、処分量、委託量が月ごとや年度ごとに一致しないと思うが、それでよいか。

A 2-10 年度をまたぐ場合については、処分をした年度に合わせてください。

Q 2-11 種類は「混合廃棄物」ではだめか。受けるときも出すときも混廃のマニフェストを作成しており、個別の種類は数字はつかむ必要がない。混廃のまま埋め立てているので、出すときも分ける必要がない。

A 2-11 推定値でも差し支えないので許可品目ごとに記入してください。

Q 2-12 がれき類を破碎処理しており、処理後、一部を再生利用し、残りを最終処分場に埋め立てる場合、7号の処分後量とは。また24号の排出量とは。

A 2-12 7号:処分後量とは廃棄物のみの量と考えるので、最終処分へ委託した廃棄物量が処分後量となります。

24号:7号と同様に考えるので、排出量とは最終処分へ委託した廃棄物量のことです。

Q 2-13 汚泥等から肥料を製造している場合、処分後量は、製品となった肥料は有価物なので0になるのか。それとも再生した肥料の量を記入するのか。

A 2-13 有価物として取引される場合は、処分後量は0になります。別紙2については、再生利用している旨を記入してください。

3 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告（様式25号）

Q 3-1 収集運搬業者だが、自己搬入のみの場合、運搬実績報告書は提出が必要か。

A 3-1 自己で排出したものを自己で搬入した場合は、実績を記入する必要はありませんが、報告書の提出は必要です。

なお、自社から排出した産業廃棄物については、処分業者に渡した管理票に基づき、管理票交付状況報告書（様式第3号）を提出してください。

Q 3-2 自社処分している会社の収集運搬を受けているが、その場合25号様式で引き渡した者（処分業者又は収集運搬業者等）の許可番号がなくても良いか。

A 3-2 自社処分している場合など、許可番号がない場合は記入不要ですが、できれば、わかりやすいように備考欄に「自社処分」と記入してください。

Q 3-3 25号運搬実績報告書の委託者の住所氏名は、本社の所在地を記入するのか。引き渡した者についても同様。

A 3-3 本社の所在地ではなく、廃棄物の積込、積降をした事業場を記入してください。

Q 3-4 法人の電子申請の場合、「部署」を必須で入れることになっている。小さな会社で部署がないが、どうしたらよいか。また、実績なしの報告は可能か。

A 3-4 部署は「産業廃棄物担当」と入力してください。実績なしの場合も様式に「実績なし」と記入の上、報告をしてください。

Q 3-5 積替保管許可をもっているが、6号と25号は両方提出するのか。

A 3-5 積替保管の場合は6号だけの提出になります。

Q 3-6 記入例に（焼却）とあるが、処分方法を記入するのか。

A 3-6 特に決まりはないが、できれば記入してください。

Q 3-7 政令市（静岡市、浜松市）の許可が失効し静岡県の許可のみが有効になった場合、報告はどちらにすればよいか。

A 3-7 県に市内業務分を含めて報告してください。